

県南広域振興局長告示第125号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年9月29日

県南広域振興局長 細川倫史

共同生活援助

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0321500316	指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所 あつとほ一む	奥州市前沢区あすか通三丁目2番地13	平成29年9月30日